



the most beautiful
villages
in japan

中札内村は「日本で最も美しい村」連合に
加盟しています。

なかさつない 農業委員会 だより

HOKKAIDO NAKASATSUNAI

2023年
NO.44

令和5年3月

◎発行 中札内村農業委員会 〒089-1392 電話(0155)67-2498 FAX(0155)67-2156



モウ〜っと!!
牛乳を飲モウ〜

主な記事

Contents

- ◆ちょっと待ってください!!
「農振計画(農振法)」「農地法」…… P2
農業者年金(新制度)
「特例付加年金」…… P3
- ◆農業者年金 自分がどのくらいもらえるか
ご存知ですか? …… P4
- ◆おびしんキューピット
制度説明会を開催…… P5
- ◆大切なお知らせ…… P6



「道の駅なかさつない冬まつり」関連記事は5ページ

中札内村農業委員憲章

- 一、農業委員会は、
農業・農村の代表として、
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。
- 一、農業委員会は、
食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、農業委員会は、
農地利用の最適化をめざし、
担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の
発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
- 一、農業委員会は、
認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の
育成・確保と経営支援を強化し、
農業・農村の持続的発展に努めます。
- 一、農業委員会は、
暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。

平成二十八年十月二十五日制定

農村地区に建物を建てる前に、 確認をお願いします！



農村地区に建物を建設する場合、「農振計画（農振法）」や「農地法」の制限があるため、自分の土地であっても、次の2つの手続きが必要となる場合がありますので、早めに産業課及び農業委員会へご相談ください。



農振での手続き（担当：産業課）

【農業振興地域整備計画（農振法）受付スケジュール】

	申請の種類	申請締切	手続き完了見込
第1回	軽微な変更	5月末	6月末
	除外・用途変更・編入		8月末
第2回	軽微な変更	8月末	9月末
	除外・用途変更・編入		11月末
第3回	軽微な変更	11月末	12月末
	除外・用途変更・編入		2月末
第4回	軽微な変更	2月末	3月末
	除外・用途変更・編入		5月末

申請に必要な書類

- 変更地の測量図面
- 立面図 ●平面図
- 金額が確認できる見積書
- その他必要に応じた書類

- ・ **軽微な変更**
農地から農業用施設用地への1ha未満の変更。
- ・ **除外**
農用地区域に指定された土地を、農業以外を目的として利用しようとする場合。
- ・ **用途変更**
農地(1ha以上)に、業務のために必要な格納庫等の農業用施設を建設しようとする場合。
- ・ **編入**
宅地(農用地区域に指定されていない土地)に格納庫等の農業用施設を建設するなど。新たに農用地区域に編入しようとする場合。

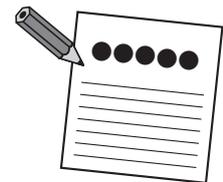
計画変更（農振除外）する場合、土地の条件により除外できない場合があるほか、申請する土地の用途区分の確認が必要となりますので、建物等を建設予定している場合、まずは産業課までご相談ください。

農地法での手続き（担当：農業委員会）

農地を農地以外の用途に使うことを「農地転用」といい、手続きが必要です。

※農地転用の手続きを行わないで建物を建てると農地法違反となります。

- ◎ **農地転用の手続きをするには**
農業委員会へ申請書および必要な書類を添付し提出してください。
(書類の作成は、司法書士等に依頼することができます。)



- ◎ **農地転用の流れ**
* 建設予定地の面積が30a以下の場合



**許可が出るまで約1か月
最大でおよそ1か月半**

※転用面積が30aを超えている場合は、北海道農業会議への意見聴取が必要となり、約2～3か月の時間がかかります。

農業者年金（新制度）

ちょっと待って下さい!!

「特例付加年金」を受給するためには要件を満たした「経営継承」が必要です!!

- 65歳から(60歳からの繰り上げ可)手続きが必要です
- ◎保険料の国庫補助金(政策支援加入)を受けていた方
- ◎60歳までの保険料納付済期間が20年以上ある方

特例付加年金

農業者老齢年金

◆農地（村外地含む）や畜舎等の名義変更

自作する農地を60歳未満の後継者・第三者に対して、所有権を移転するか、10年以上の期間を定めて貸付けることが必要です。農地については、農業委員会の許可が必要となりますので、期間（予定している裁定請求の6ヶ月前が目安）に余裕をもってご相談ください。

また、借入している農地や畜舎等については解約や後継者への利用権設定が必要となります。

※家族経営協定書の破棄又は経営関係部分から外れることが必要。法人構成員の場合は、常時従事者（150日以上）たる構成員でなくなることが必要。従業員としての活動は可能。

◆諸名義の変更（裁定請求後、遅くとも、最初の現況届を提出する時まで）

農業共済、経営所得安定対策等交付金、農業所得の納税申告（青色申告等）、農業経営改善計画（連名の場合は変更不要）

上記の要件を満たす方で、手続きを希望（ご自身の判断で受給開始時期を選択）される際は農業委員会（☎67-2498）へお問い合わせください。



農地と農地以外の地目が混在している場合は、農地面積を確定させるために、測量や分筆、農業委員会による地目の確認が必要となる場合があります。

**経営継承
農地の贈与**



農地などの
不動産の相続登記は
お済みですか

不動産の登記名義人（所有者）が死亡した場合、所有権移転登記が必要です。

相続登記をしない場合、相続協議が複雑化する可能性や権利移転がすぐにできないといったことがあります。

トラブルを未然に防ぐためにも早めに相続登記をしましょう。

登記の手続き先(最寄り)は、釧路地方法務局帯広支局となります。また、司法書士等に手続きを依頼（有料）する方法もあります。

※相続登記は令和6年4月から義務化されることになり、また、過去の相続にも適用されます。

罰則が適用される場合もありますので、早めに法務局での手続きをお勧めします。

農業者年金 自分がどのくらいもらえるかご存知ですか？

農業者年金の受給額は、自分が支払った保険料とその運用益から算定されます。積立金の運用益は、実際に運用されてはじめて確定するものでなので、現時点で確定した金額をお知らせすることができませんが、運用率を仮定して将来の年金の予定額を計算することはできます。

農業者年金基金のウェブサイトで年金の試算ができますので、ご参照ください。

<https://www.nounen.go.jp/nounen/nenkingaku/web.html>

また、**65歳裁定請求時**に加入年齢毎でもらえる年金試算表を掲載しますので未加入の方はご参考にしてください。



農業者年金受給額の試算

<保険料月額2万円で通常加入、運用利回り2.5%の場合>

目安です!

(単位:円)

加入年齢	納付期間	保険料納付額	男性		女性	
			年金額(年額)	年金受給総額	年金額(年額)	年金受給総額
20歳	40年	9,600,000	760,300	16,346,500	640,600	17,296,200
25歳	35年	8,400,000	625,400	13,446,100	527,000	14,229,000
30歳	30年	7,200,000	504,500	10,846,800	425,100	11,477,700
35歳	25年	6,000,000	396,000	8,514,000	333,700	9,009,900
40歳	20年	4,800,000	298,700	6,422,100	251,700	6,795,900
45歳	15年	3,600,000	211,400	4,545,100	178,200	4,811,400
50歳	10年	2,400,000	133,200	2,863,800	112,200	3,029,400
55歳	5年	1,200,000	63,000	1,354,500	53,100	1,433,700
56歳	4年	960,000	49,800	1,070,700	42,000	1,134,000
57歳	3年	720,000	37,000	795,500	31,100	839,700
58歳	2年	480,000	24,400	524,600	20,500	553,500
59歳	1年	240,000	12,100	260,200	10,200	275,400

○試算の前提

- ・65歳以降の年金額を計算するための予定利率は0.30%で計算しています。
- ・年金額は65歳裁定時における年金額(年額)であり、年金受給総額は65歳での農業者年金加入者の平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の受取総額です。

※試算の前提としている予定利率「0.30%」は農林水産省告示(令和4年4月1日施行)により定められています。

おびしんキューピット 制度説明会を開催

令和5年1月19日に改善センターで結婚相談所おびしんキューピット所長の秋元康伸氏を招いて、制度説明会が開催されました。説明会ではシステムや登録方法について説明していただきました。参加者からはたくさん質問が出ており、関心の高さが伺えました。

これまで過去2回（R4年3月号、R4年9月号）に渡り、おびしんキューピットについて掲載しておりますので興味のある方はご覧ください。6ページ下段、QRコードからもご覧いただけます。



出会いをセッティング おびしんキューピットとは？

帯広信用金庫が開設している結婚相談所で、十勝管内在住者向けに、婚活支援事業を実施しています。

会員制で、プロフィール、結婚相手の希望条件、写真などを登録すると、おびしんキューピット事務局が1対1のお見合いをセッティングしてくれます。また、最初のお見合いの際、名前等の個人が特定できる情報は明かされず、30分程度お話しした後、別室で事務局からやり取りを続けるか確認があります。続けるとなった場合初めて名前等を教え合うといった流れになっており、プライバシーの面で気軽に参加することができます。

本事業は平成29年からスタートし、令和4年2月18日現在、会員数は393人（男性176人・女性217人）。累計お見合い数は731回。結婚組数は31組となっています。なお、農業者の会員数は42名（男性35名。女性7名）。結婚数は4組です。

農協青年部

スノーアートヴィレッジなかさつない トラクターが雪上を走る

2月12日「スノーアートヴィレッジなかさつない2023」（村観光協会）が開催され、協力した農協青年部によるトラクターラフト体験は、雪上を走る白銀の景色とスピード感、特別な冬の時間を感じることができ、多くの来場者は楽しんでいました。また、トラクターラフト終了後には、大迫力のトラクターとの記念撮影も行われました。



酪農振興会 牛乳の消費拡大

道の駅なかさつないで2日間 牛乳を無料配布!!



1月21日「アイスクャンドルで日高山脈を作ろう!!」（日高山脈国立公園化PR事業実行委員会）でのアイスクャンドルによる幻想的な会場と、翌22日「道の駅なかさつない冬まつり」（村観光協会）で「スノーラフティング」や「そりすべり」などで会場が賑わう中、訪れた来場者は両日配布された紙パック牛乳を笑顔で喜んでいました。



**農業委員
候補者
募集中!**

1 募集内容

*募集人数…定数13人 *委員任期…令和5年7月20日～令和8年7月19日(3年間)

2 推薦及び応募方法及び資格

詳細は、村広報2月号又は農業委員会ホームページを参照ください。

3 推薦及び応募受付期間

令和5年3月16日から令和5年4月14日まで

4 お問い合わせ及び提出先

農業委員会事務局(☎67-2498)まで



農地賃貸料情報

令和4年1月から令和4年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃貸料水準(10a当たり)は、次のとおりとなっています。

※平均額の百円未満は切捨て(公社賃貸除く)

締結(公告)された地区名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	件数
中札内全域	8,100	10,000	5,000	59

<農地に関する各種申請手続き>

毎月10日までお願いします!

農業委員会では毎月1回(原則として月の25日前後)に総会を開催しています。農地の売買、貸し借り、転用等の申請をする場合は、毎月10日(休日の場合は前日)までに申請書を農業委員会へ提出してください

**農地所有者の皆様へ
農地のあっせんについて
ご協力ください**

あっせん(農業経営基盤強化促進法)による売買や賃貸借を希望される場合は、次の点にご協力ください。

(売買の場合)

・現地調査の実施、測量・分筆が必要となる場合がありますので、冬季の積雪を考慮し、夏頃までにご相談ください。

(賃貸借の場合)

・現地調査が必要となりますので、冬季積雪期を考慮し、秋頃までにご相談ください。



産業課 産業グループから

☎67-2495

火入れの5日前までに許可申請を!

現在、法律により野焼き行為は原則禁止されていますが、農業や林業を営む上でのやむを得ない廃棄物の焼却(火入れ)は例外として認められています。ただし、無許可での火入れは、万一林野に火が燃え移った場合、火災場所の特定が遅れ、大規模な林野火災になりかねないため、村では火入れに関する条例で森林の周囲1kmの範囲内にある土地に火入れをする時には、**火入れをする5日前までに許可申請を**していただくこととしています。

林野火災の防止のためルールを守って火入れをしていただくようご協力をお願いします。

申請方法

役場産業課へ申請書を提出してください。(申請書は、産業課にあります)

火入れで焼却が認められているもの

農業や林業を営む上でやむを得ない豆がらや伐採した木の枝などの廃棄物

※**農業資材(すべての廃ビニールなど)の焼却はできません**のでご注意ください。

過去の農業委員会だよりを

**QRコードから
ご覧いただけます。**



農業委員会だより第44号
発行 令和5年3月

是非お寄せください。
ご意見・ご感想などを

委員 委員 委員 委員 委員長
員 員 員 員 長
真 西 八 坪 島
野 野 田 田 次
盛 松 富 隆 孝
昭 男 雄 志 至

〈 広 報 委 員 〉